

大阪広域水道企業団告示第29号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づく指定公金事務取扱者を次のとおり指定した。

令和8年8月12日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

- 1 委託事務  
水道センターにおける徴収の事務
- 2 委託事務の範囲  
富田林水道事業における水道料金等の徴収の事務及び富田林市から大阪広域水道企業団が受託した下水道使用料及び浄化槽使用料の徴収の事務
- 3 指定公金事務取扱者の名称等

| 名称   | 住所又は事務所の所在地    | 指定をした日   | 指定期間の開始日 |
|------|----------------|----------|----------|
| 富田林市 | 大阪府富田林市常盤町1番1号 | 令和8年4月1日 | 令和8年4月1日 |